

市民活動センターわの会規約

(名称)

第1条 この会は、市民活動センターわの会（以下「わの会」という。）という。

(事務局)

第2条 わの会は、事務局を安曇野市市民活動センター内に置く。

(目的)

第3条 わの会は、市民活動団体等の情報交換の場、市民活動のネットワーク化を図る場であり、行政から市民への情報提供の場である市民活動センターを運営・管理することを以って、協働のまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 わの会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 交流の支援
- (3) 市民活動の場の提供
- (4) 市民活動センターの事業企画
- (5) 市民活動に関わる研修、学習機会の提供
- (6) その他

(構成)

第5条 わの会の構成は、会の目的に賛同し、登録した団体及び個人（以下「登録団体等」という。）とする。

2 わの会への登録は、別紙様式により申請する。

(役員)

第6条 わの会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 運営委員 20名以内
- (4) 事務局員 3名以内
- (5) 監事 2名

(役員を選任)

第7条 役員は、総会において選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第9条 役員は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 会長は、わの会を代表し、わの会を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 運営委員は、わの会の運営並びに事業の執行について務める。
- (4) 事務局は、わの会の事務及び会計を管理する。

(5) 監事は、わの会の会計及び事業の執行状況の監査を行う。

(総会)

第10条 総会は会長が召集し、議長は会長が指名する。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

3 総会は、登録団体等の登録代表者をもって構成し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 役員の選任

(2) 規約の改廃に関する事項

(3) 事業計画及び予算に関する事項

(4) 事業の実施運営に関する事項

(5) 事業報告及び決算報告に関する事項

(役員会)

第11条 役員会は、第6条に規程する役員（監事を除く）をもって構成し、次に掲げる事項を審議する。

(1) 総会に提案する事項

(2) 業務の執行に関する事項

(3) 部会の設置に関する事項

(4) その他長が付議した事項

2 監事は会議に出席し、意見を述べることができる。

(部会の設置)

第12条 わの会に部会を設けることができる。

(会計)

第13条 わの会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(補則)

第14条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、役員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、会設立の日から施行する。

(設立当初の役員の任期)

2 設立当初の役員の任期は、会設立の日から平成21年3月31日までとする。

(設立当初の会計年度)

3 会の設立当初の会計年度は、会設立の日から平成21年3月31日までとする。

4 設立当初は、年会費（協力金）500円とする。

市民活動センター わの会 登録申請書

年 月 日

市民活動センターわの会 会長 様

団 体 名			
代表者名（個人名）			
団 体 住 所	〒		
団体に関する連絡先	電話（ — — ） FAX（ — — ） e-mail		
「わの会」登録者名			
登録者住所	〒		
登録者連絡先	電話（ — — ） FAX（ — — ） e-mail		
設立年度 S ・ H 年		会員数	名
活動目的・内容			
ホームページ			

備考 この申請書に記載された内容は、センターからの連絡用として使用します。
登録内容に変更が生じた場合は、再申請してください。

センター記入欄	登録年月日 年 月 日	登録番号
---------	----------------------	------